

資料 2

令和 7 年 11 月 17 日
高齢施策担当部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者等の指定について

介護保険法（平成 9 年法律123号）第78条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者について、下記のとおり指定する。

記

1 法人変更に伴う指定

(1) 地域密着型通所介護

旧事業所名および所在地	旧運営法人および本社所在地	利用定員
デイサービス長楽 2 号店 東京都練馬区上石神井 三丁目14番 9 号	株式会社 ケア東京 東京都練馬区南大泉 三丁目18番10号	10人

↓

新事業所名および所在地	新運営法人および本社所在地	利用定員	指定年月日
デイサービス長楽 同上	株式会社 ユニティプランニング 東京都千代田区富士見 二丁目 2 番 6 号	同上	令和 7 年 10 月 1 日